

頁	現 行	修 正 案	修正理由
目次 (2)	第2節 地盤災害の防止 2-1 宅地の安全性の確保 —————2-8 1 宅地造成工事等による災害の防止 <u>2 地すべり防止区域</u> <u>3 急傾斜地崩壊危険区域</u> <u>4 治山対策</u> <u>5 土石流危険渓流対策と砂防事業</u> 6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等 7 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	第2節 地盤災害の防止 2-1 宅地の安全性の確保 —————2-8 1 宅地造成工事等による災害の防止 <u>2 土石流危険渓流対策と砂防事業</u> <u>3 地すべり防止区域</u> <u>4 急傾斜地崩壊危険区域</u> <u>5 治山対策</u> 6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等 7 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	字句修正
1-11	2 社会的特性 （略） (3) 文化財の分布 非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。令和 <u>3</u> 年4月1日現在、市内の重要文化財は <u>1,898</u> 件であり、行政区別では、右京区が最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは216件である。 <u>(改行削除)</u> また、京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。	2 社会的特性 （略） (3) 文化財の分布 非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。令和 <u>5</u> 年4月1日現在、市内の重要文化財は <u>1,901</u> 件であり、行政区別では、右京区が最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは216件である。また、京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。	時点修正
1-20	第5節 既往災害 <u>(追記)</u>	第5節 既往災害 <u>R5 8/13～17 風水害台風7号 農林被害7箇所、文化財被害6件、道路被害23件、停電2,682軒</u>	時点修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																						
1-21	浸水想定区域の公表状況 (京都市域を流域とする「洪水予報河川」及び「水位周知河川」) <table><tr><th>区 分</th><th>河川名</th><th>河川管理者</th><th>公表時期</th><th>設定外力 (想定上の降雨量)</th></tr><tr><td rowspan="4">洪水予報河川</td><td>宇治川</td><td rowspan="3">国(近畿地方整備局)</td><td rowspan="3"><u>平成29年6月</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>桂川下流</td><td>(略)</td></tr><tr><td>木津川下流</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	河川名	河川管理者	公表時期	設定外力 (想定上の降雨量)	洪水予報河川	宇治川	国(近畿地方整備局)	<u>平成29年6月</u>	(略)	桂川下流	(略)	木津川下流	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	浸水想定区域の公表状況 (京都市域を流域とする「洪水予報河川」及び「水位周知河川」) <table><tr><th>区 分</th><th>河川名</th><th>河川管理者</th><th>公表時期</th><th>設定外力 (想定上の降雨量)</th></tr><tr><td rowspan="4">洪水予報河川</td><td>宇治川</td><td rowspan="3">国(近畿地方整備局)</td><td><u>平成29年6月</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>桂川下流</td><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td>木津川下流</td><td><u>令和2年3月</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	河川名	河川管理者	公表時期	設定外力 (想定上の降雨量)	洪水予報河川	宇治川	国(近畿地方整備局)	<u>平成29年6月</u>	(略)	桂川下流		(略)	木津川下流	<u>令和2年3月</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	時点修正
区 分	河川名	河川管理者	公表時期	設定外力 (想定上の降雨量)																																					
洪水予報河川	宇治川	国(近畿地方整備局)	<u>平成29年6月</u>	(略)																																					
	桂川下流			(略)																																					
	木津川下流			(略)																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																					
区 分	河川名	河川管理者	公表時期	設定外力 (想定上の降雨量)																																					
洪水予報河川	宇治川	国(近畿地方整備局)	<u>平成29年6月</u>	(略)																																					
	桂川下流			(略)																																					
	木津川下流		<u>令和2年3月</u>	(略)																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																					
2-2	3 排水機場・樋門等の維持管理 (1) 排水機場等の維持管理(建設局河川整備課) (略) <u>(追記)</u> (2) 樋門等の維持管理(建設局河川整備課) (略) ※ 資料2-1-1 1 排水機場<u>(追記)</u>施設一覧表	3 排水機場・樋門等の維持管理 (1) 排水機場等の維持管理(建設局河川整備課) (略) <u>また、雨水貯留池の排水ポンプや道路排水設備(道路アンダー排水ポンプ)の維持管理と修繕を行い、施設の機能確保に努める。</u> (2) 樋門等の維持管理(建設局河川整備課) (略) ※ 資料2-1-1 1 排水機場<u>等</u>施設一覧表	字句修正																																						
2-4	1-4 道路・橋りょうの整備 2 橋りょうの整備(建設局橋りょう健全推進課) 災害時における橋りょうの機能を確保するため、平成23年12月に策定した「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」(<u>平成29年2月第2期プログラム策定</u>)に基づき、老朽化した橋りょうの修繕、架替を効率的に進め、水害による橋りょうの流出、破損を防止する。 4-1 道路・橋りょうの安全対策(耐震化)	1-4 道路・橋りょうの整備 2 橋りょうの整備(建設局橋りょう健全推進課) 災害時における橋りょうの機能を確保するため、平成23年12月に策定した「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」(<u>令和4年3月第3期プログラム策定</u>)に基づき、老朽化した橋りょうの修繕、架替を効率的に進め、水害による橋りょうの流出、破損を防止する。 4-1 道路・橋りょうの安全対策(耐震化)	関係計画の改訂に伴う修正																																						

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	4 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） （略） （略） ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○ 災害防除事業（令和3年度：一般国道162号ほか16路線） ○ 道路改良事業（平成21年度：一般国道477号ほか9路線） ○ 橋りょう健全化事業 <u>（耐震補強：御園橋、九条跨線橋など17橋の耐震補強完了（平成29年度～令和3年度））</u> <u>（老朽化修繕：賀茂大橋、荒神橋など22橋の老朽化修繕完了（平成29年度～令和3年度））</u>	4 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） （略） （略） ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○ 災害防除事業（令和4年度：一般国道162号ほか15路線） ○ 道路改良事業（平成21年度：一般国道477号ほか9路線） ○ 橋りょう健全化事業 <u>（耐震補強：御園橋、九条跨線橋など29橋完了）</u> <u>（老朽化修繕：賀茂大橋、二条大橋など132橋完了）</u>	
2-5	1－5 農林施設等の防災対策 2 農林産物の水害予防対策 (3) 林業関係（産業観光局林業振興課） ア 林道（令和2年度末現在） 路線数 181路線 延長 289km	1－5 農林施設等の防災対策 2 農林産物の水害予防対策 (3) 林業関係（産業観光局林業振興課） ア 林道（令和3年度末現在） 路線数 180路線 延長 287km	時点修正
2-8	1 宅地造成工事等による災害の防止（都市計画局開発指導課） <u>宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事規制区域（宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出による災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域であるとして市長が指定した区域）（追記）</u>において、<u>宅地造成</u>に関する工事を行おうとする者は、事前に市長の許可を受けなければならない。	1 宅地造成工事等による災害の防止（都市計画局開発指導課） <u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地造成等工事規制区域（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生じるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域であって、市長が指定した区域）及び特定盛土等規制区域（当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域の居住者その他の者の生命又は財産に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域であって、市長が指定した区域）</u>において、<u>宅地造</u>	関係法令の改正に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																								
	これにより、<u>宅地造成工事</u>に一定の技術的基準を確保するとともに、災害の防止のために必要な規制を行うことにより市民の生命及び財産の保護を図る。 <u>(追記)</u> このほか、都市計画法に基づく開発許可制度、京都市宅地開発要綱、京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱、京都市土採取規制条例、建築基準法等による規制、指導を徹底し、<u>宅地</u>の安全性の確保を図る。	<u>成、特定盛土等及び土石の堆積</u>に関する工事を行おうとする者は、事前に市長の許可を受けなければならない。 これにより、<u>宅地造成工事等</u>に一定の技術的基準を確保するとともに、災害の防止のために必要な規制を行うことにより市民の生命及び財産の保護を図る。 <u>なお、新たな規制区域の公示までは、経過措置により、宅地造成等規制法及び同法に基づく規制区域が適用される。</u> このほか、都市計画法に基づく開発許可制度、京都市宅地開発要綱、京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱、京都市土採取規制条例、建築基準法等による規制、指導を徹底し、<u>宅地等</u>の安全性の確保を図る。																																																																									
2-12	3 宅地危険箇所の防災パトロール (略) (防災パトロールの実施状況(がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)) <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ 等</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td><td><u>10</u></td><td><u>25</u></td><td><u>35</u></td></tr> <tr> <td>左京区</td><td><u>1</u></td><td><u>19</u></td><td><u>20</u></td></tr> <tr> <td>東山区</td><td><u>39</u></td><td><u>22</u></td><td><u>61</u></td></tr> <tr> <td>山科区</td><td><u>21</u></td><td><u>16</u></td><td><u>37</u></td></tr> <tr> <td>右京区</td><td><u>2</u></td><td><u>26</u></td><td><u>28</u></td></tr> <tr> <td>西京区</td><td><u>12</u></td><td><u>23</u></td><td><u>35</u></td></tr> <tr> <td>伏見区</td><td><u>6</u></td><td><u>16</u></td><td><u>22</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td><u>91</u></td><td><u>147</u></td><td><u>238</u></td></tr> </tbody> </table> (令和<u>3</u>年7月1日～令和<u>4</u>年6月30日)	行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計	北 区	<u>10</u>	<u>25</u>	<u>35</u>	左京区	<u>1</u>	<u>19</u>	<u>20</u>	東山区	<u>39</u>	<u>22</u>	<u>61</u>	山科区	<u>21</u>	<u>16</u>	<u>37</u>	右京区	<u>2</u>	<u>26</u>	<u>28</u>	西京区	<u>12</u>	<u>23</u>	<u>35</u>	伏見区	<u>6</u>	<u>16</u>	<u>22</u>	計	<u>91</u>	<u>147</u>	<u>238</u>	3 宅地危険箇所の防災パトロール (略) (防災パトロールの実施状況(がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)) <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ 等</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td><td><u>10</u></td><td><u>16</u></td><td><u>26</u></td></tr> <tr> <td>左京区</td><td><u>4</u></td><td><u>28</u></td><td><u>32</u></td></tr> <tr> <td>東山区</td><td><u>48</u></td><td><u>13</u></td><td><u>61</u></td></tr> <tr> <td>山科区</td><td><u>24</u></td><td><u>22</u></td><td><u>46</u></td></tr> <tr> <td>右京区</td><td><u>1</u></td><td><u>17</u></td><td><u>18</u></td></tr> <tr> <td>西京区</td><td><u>12</u></td><td><u>20</u></td><td><u>32</u></td></tr> <tr> <td>伏見区</td><td><u>6</u></td><td><u>23</u></td><td><u>29</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td><u>105</u></td><td><u>139</u></td><td><u>244</u></td></tr> </tbody> </table> (令和<u>4</u>年7月1日～令和<u>5</u>年6月30日)	行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計	北 区	<u>10</u>	<u>16</u>	<u>26</u>	左京区	<u>4</u>	<u>28</u>	<u>32</u>	東山区	<u>48</u>	<u>13</u>	<u>61</u>	山科区	<u>24</u>	<u>22</u>	<u>46</u>	右京区	<u>1</u>	<u>17</u>	<u>18</u>	西京区	<u>12</u>	<u>20</u>	<u>32</u>	伏見区	<u>6</u>	<u>23</u>	<u>29</u>	計	<u>105</u>	<u>139</u>	<u>244</u>	時点修正
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計																																																																								
北 区	<u>10</u>	<u>25</u>	<u>35</u>																																																																								
左京区	<u>1</u>	<u>19</u>	<u>20</u>																																																																								
東山区	<u>39</u>	<u>22</u>	<u>61</u>																																																																								
山科区	<u>21</u>	<u>16</u>	<u>37</u>																																																																								
右京区	<u>2</u>	<u>26</u>	<u>28</u>																																																																								
西京区	<u>12</u>	<u>23</u>	<u>35</u>																																																																								
伏見区	<u>6</u>	<u>16</u>	<u>22</u>																																																																								
計	<u>91</u>	<u>147</u>	<u>238</u>																																																																								
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計																																																																								
北 区	<u>10</u>	<u>16</u>	<u>26</u>																																																																								
左京区	<u>4</u>	<u>28</u>	<u>32</u>																																																																								
東山区	<u>48</u>	<u>13</u>	<u>61</u>																																																																								
山科区	<u>24</u>	<u>22</u>	<u>46</u>																																																																								
右京区	<u>1</u>	<u>17</u>	<u>18</u>																																																																								
西京区	<u>12</u>	<u>20</u>	<u>32</u>																																																																								
伏見区	<u>6</u>	<u>23</u>	<u>29</u>																																																																								
計	<u>105</u>	<u>139</u>	<u>244</u>																																																																								

頁	現 行	修 正 案	修正理由
2-15	(3) 伝統的建造物群保存地区の防災対策（都市計画局景観政策課、消防局予防課） （略） （略） ※ 土地区画整理事業（都市計画局、建設局） ○ 市施行 <u>6</u> 地区 ※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局） ○ 令和 <u>4</u> 年 7 月 1 日末現在、防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約 176ha、準防火地域は住宅密集地を中心に約 7,205ha を指定 （略）	(3) 伝統的建造物群保存地区の防災対策（都市計画局景観政策課、消防局予防課） （略） （略） ※ 土地区画整理事業（都市計画局、建設局） ○ 市施行 <u>5</u> 地区 ※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局） ○ 令和 <u>5</u> 年 7 月 1 日末現在、防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約 176ha、準防火地域は住宅密集地を中心に約 7,205ha を指定 （略）	時点修正
2-16	2 市民の防火体制の強化 (3) 住宅に対する防火指導の実施（消防局予防課） ア 高齢者や身体に障害のある方で、災害発生時に自ら避難することが困難な方が居住する住宅<u>や危険物を使用して家内作業を行っている住宅</u>など、<u>火災危険</u>や災害による人命危険度の高い住宅に対し、防火安全指導を強化し、<u>火災</u>危険等の排除に努める。 イ 上記以外の住宅についても訪問防火指導を実施し、<u>火災</u>危険の排除、火災等の災害時の早期通報、初期消火活動及び避難の方法について指導する。 (4) 地域ぐるみの防火・防災対策の推進（消防局<u>予防課</u>） （略） 3 広報活動（消防局（総務課、予防課、指導課、消防団・自主防災推進室））	2 市民の防火体制の強化 (3) 住宅に対する防火指導の実施（消防局予防課） ア 高齢者や身体に障害のある方で、災害発生時に自ら避難することが困難な方が居住する住宅 <u>（追記）</u> など、<u>（追記）</u> 災害による人命危険度の高い住宅に対して、防火安全指導を強化し、<u>出火</u>危険等の排除に努める。 イ 上記以外の住宅についても訪問防火指導を実施し、<u>出火</u>危険の排除、火災等の災害時の早期通報、初期消火活動及び避難の方法について指導する。 (4) 地域ぐるみの防火・防災対策の推進（消防局<u>消防団・自主防災推進室</u>） （略） 3 広報活動（消防局（総務課、予防課、指導課、消防団・自主防災推進室））	字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	※ <u>防災催物</u>の開催（消防局） ○自主防火推進者等の表彰、消防の図画募集、<u>展覧会等</u>を実施 ○<u>防火のPR等のため、消防音楽隊による演奏会を実施</u>	※ <u>防火・防災イベント</u>の開催（消防局） ○自主防火推進者等の表彰、消防の図画募集、<u>展示会等</u>を実施 <u>（追記）</u>	
2-17	4 防火対象物の安全化指導 (1) 査察（消防局予防課） 防火対象物を第1種対象物から第4種対象物までに区分し、消防法に基づく立入検査を実施する。 ※ 資料2-3-8-1 防火対象物の区分 (2) （略） (3) 建築（消防局<u>指導課</u>） （略） 5 危険物等関係施設災害の予防 （略） (4) 施設の点検・補修等（消防局指導課） 消防法、火薬類取締法<u>又は高圧ガス保安法</u>に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し、定期点検の実施や不備項目についての改修を指導する。 (5)～(6) （略） <u>（追記）</u>	4 防火対象物の安全化指導 (1) 査察（消防局予防課） 防火対象物を第1種対象物から第4種対象物までに区分し、消防法に基づく立入検査を実施する。 ※ 資料2-3-8-1 防火対象物の区分 (2) （略） (3) 建築（消防局<u>（予防課、指導課）</u>） （略） 5 危険物等関係施設災害の予防 （略） (4) 施設の点検・補修等（消防局指導課） 消防法、火薬類取締法、<u>高圧ガス保安法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</u>に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し、定期点検の実施や不備項目についての改修を指導する。 (5)～(6) （略） <u>(7) 液化石油ガスの供給設備等に係る緊急措置の指導（消防局指導課）</u> <u>液化石油ガスの供給設備等が危険な状態になったときは、直ちに応急の措置を行うとともに、設備等のガスを安全な場所に移すなど、適切な措置がとられるよう指導する。</u>	担当の変更に伴う修正 権限移譲に伴う修正

令和5年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

資料3

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																				
2-19	2 消防力の強化 (2) 消防車両、器材等の整備（消防局警防課） エ 消防機械器具の点検、修理、改造、加工を行うため、消防局に警防課（支援担当）<u>整備課</u>をおき、各種の整備業務を実施する。 (3) （略） (4) 救急体制の整備（消防局（救急課、教育管理課）） ※ 救急高度化事業（消防局）（令和<u>4</u>年7月1日現在） ○ 救急救命士の配置 <u>348 名</u> ○ 高規格救急車の整備 <u>45 台</u> ○ 高度応急処置用器材の整備 ○ 救急救命処置用器材 <u>44 式</u> ○ 応急手当普及啓発	2 消防力の強化 (2) 消防車両、器材等の整備（消防局警防課） エ 消防機械器具の点検、修理、改造、加工を行うため、消防局に警防課（支援担当）<u>(削除)</u>をおき、各種の整備業務を実施する。 (3) （略） (4) 救急体制の整備（消防局（救急課、教育管理課）） ※ 救急高度化事業（消防局）（令和<u>5</u>年7月1日現在） ○ 救急救命士の配置 <u>356 名</u> ○ 高規格救急車の整備 <u>46 台</u> ○ 高度応急処置用器材の整備 ○ 救急救命処置用器材 <u>45 式</u> ○ 応急手当普及啓発	担当の変更に伴う修正																																				
2-20	(消防水利の状況) (令和<u>4</u>年7月1日現在) <table><tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川 溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>箇所数</td><td><u>25,883</u></td><td><u>2,736</u></td><td>33(28)</td><td><u>206</u></td><td><u>296</u></td><td><u>1,544</u></td><td>0</td><td><u>30,698</u></td></tr></table>	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	<u>25,883</u>	<u>2,736</u>	33(28)	<u>206</u>	<u>296</u>	<u>1,544</u>	0	<u>30,698</u>	(消防水利の状況) (令和<u>5</u>年7月1日現在) <table><tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川 溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>箇所数</td><td><u>25,957</u></td><td><u>2,752</u></td><td>33(28)</td><td><u>208</u></td><td><u>294</u></td><td><u>1,576</u></td><td>0</td><td><u>30,820</u></td></tr></table>	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	<u>25,957</u>	<u>2,752</u>	33(28)	<u>208</u>	<u>294</u>	<u>1,576</u>	0	<u>30,820</u>	時点修正
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	<u>25,883</u>	<u>2,736</u>	33(28)	<u>206</u>	<u>296</u>	<u>1,544</u>	0	<u>30,698</u>																															
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	<u>25,957</u>	<u>2,752</u>	33(28)	<u>208</u>	<u>294</u>	<u>1,576</u>	0	<u>30,820</u>																															
3-3	1.3 京都市災害対策本部を設置する (京都市災害対策本部設置基準) ア 京都市に気象警報又は洪水警報が発表され、市長が必要と認めたとき。 イ 大規模な<u>(追記)</u>火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。 ウ その他、市長が必要と認めたとき。	1.3 京都市災害対策本部を設置する (京都市災害対策本部設置基準) ア 京都市に気象警報又は洪水警報が発表され、市長が必要と認めたとき。 イ 大規模な<u>地震又は</u>火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。 ウ その他、市長が必要と認めたとき。	字句修正																																				

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
3-19	3.2.2 概括的な情報を収集する（各部、区本部） 被害概況報告（速報） ○ 被害概況報告（速報）の収集方法 オ 消防局収集映像（高所カメラ、<u>（追記）</u>、ヘリコプターカメラ等）及び防災危機管理室収集映像（ドローン、ビデオカメラ等）による確認	3.2.2 概括的な情報を収集する（各部、区本部） 被害概況報告（速報） ○ 被害概況報告（速報）の収集方法 オ 消防局収集映像（高所カメラ、<u>ドローン</u>、ヘリコプターカメラ等）及び防災危機管理室収集映像（ドローン、ビデオカメラ等）による確認	字句修正												
3-20	3.4.1 可能な限り迅速な情報伝達を行う（各区、区本部） 各部、区本部は、<u>有線電話</u>途絶時には、<u>防災情報システム（無線システム）</u>、衛星携帯電話の活用のほか、消防無線その他の業務用無線（交通、水道等）の利用や連絡員の派遣など、災害の状況に応じ可能な措置を講じ、可能な限り迅速な情報伝達を行う。 なお、無線、携帯電話等の確保が不十分な場合は、国や通信事業者から通信機器の貸与を受けるなどにより通信手段の確保に努める。 ※ 資料３－３－１０ 京都市防災<u>情報システム</u>系統図	3.4.1 可能な限り迅速な情報伝達を行う（各区、区本部） 各部、区本部は、<u>民間の通信網</u>途絶時には、<u>ＩＰ告知システム、MCＡアドバンス</u>、衛星携帯電話の活用のほか、消防無線その他の業務用無線（交通、水道等）の利用や連絡員の派遣など、災害の状況に応じ可能な措置を講じ、可能な限り迅速な情報伝達を行う。 なお、無線、携帯電話等の確保が不十分な場合は、国や通信事業者から通信機器の貸与を受けるなどにより通信手段の確保に努める。 ※ 資料３－３－１０ 京都市防災<u>行政無線等</u>系統図	字句修正												
3-22	第４節 広報・広聴活動 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td><u>（追加）</u></td><td><u>（追加）</u></td><td><u>（追加）</u></td></tr></table>	応急対策項目	担当	分担内容	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	第４節 広報・広聴活動 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td><u>4.10 安否不明者等の氏名等を公表する</u></td><td><u>本部事務局等</u></td><td><u>4.10.1 安否不明者の氏名等の公表を判断する</u> <u>4.10.2 死者の氏名等の公表を判断する</u> <u>4.10.3 安否不明者等の名簿を作成する</u> <u>4.10.4 安否不明者等の氏名等を公表する</u></td></tr></table>	応急対策項目	担当	分担内容	<u>4.10 安否不明者等の氏名等を公表する</u>	<u>本部事務局等</u>	<u>4.10.1 安否不明者の氏名等の公表を判断する</u> <u>4.10.2 死者の氏名等の公表を判断する</u> <u>4.10.3 安否不明者等の名簿を作成する</u> <u>4.10.4 安否不明者等の氏名等を公表する</u>	安否不明者の氏名公表方針の策定に伴う修正
応急対策項目	担当	分担内容													
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>													
応急対策項目	担当	分担内容													
<u>4.10 安否不明者等の氏名等を公表する</u>	<u>本部事務局等</u>	<u>4.10.1 安否不明者の氏名等の公表を判断する</u> <u>4.10.2 死者の氏名等の公表を判断する</u> <u>4.10.3 安否不明者等の名簿を作成する</u> <u>4.10.4 安否不明者等の氏名等を公表する</u>													

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3-28	<u>(追加)</u>	<u>4.10 安否不明者等の氏名等を公表する</u> <u>4.10.1 安否不明者の氏名等の公表を判断する（本部事務局等）</u> <u>19.2.1 参照のこと</u> <u>4.10.2 死者の氏名等の公表を判断する（本部事務局等）</u> <u>19.2.2 参照のこと</u> <u>4.10.3 安否不明者等の名簿を作成する（本部事務局等）</u> <u>19.2.3 参照のこと</u> <u>4.10.4 安否不明者等の氏名等を公表する（本部事務局）</u> <u>19.2.4 参照のこと</u>	
3-38	水害・土砂災害を対象とした避難情報の発令の判断基準等 （京都市避難情報判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕） 1 概要 河川管理者（国、京都府）によって、実施された洪水浸水想定において明らかとなっている、氾濫水到達予想時間を基に、発令対象地域を第1発令地域から第5発令地域の5つの区分にしたうえで、あらかじめ<u>発令地域ごとに</u>設定した水位観測所の水位に基づき、<u>(追加)</u>優先順位を付けて発令する。 2 <u>〔警戒レベル3〕</u>高齢者等避難 (1) 発令時の状況 (省略) (2) 発令の判断基準 ア 水害 (省略) イ 土砂災害 京都府土砂災害警戒システムの土砂災害危険度が「<u>非常に危険（薄紫）</u>」となったとき 3 <u>〔警戒レベル4〕</u>避難指示 (1) 発令時の状況 (省略) (2) 発令の判断基準	水害・土砂災害を対象とした避難情報の発令の判断基準等 （京都市避難情報判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕） 1 概要 河川管理者（国、京都府）によって、実施された洪水浸水想定において明らかとなっている、氾濫水到達予想時間を基に、発令対象地域を第1発令地域から第5発令地域の5つの区分にしたうえで、あらかじめ<u>(削除)</u>設定した水位観測所の水位に基づき、<u>発令地域ごとに</u>優先順位を付けて発令する。 2 <u>(削除)</u>高齢者等避難 (1) 発令時の状況 (省略) (2) 発令の判断基準 ア 水害 (省略) イ 土砂災害 京都府土砂災害警戒システムの土砂災害危険度が「<u>危険（紫）</u>」となったとき 3 <u>(削除)</u>避難指示 (1) 発令時の状況 (省略) (2) 発令の判断基準	字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由										
	ア 水害 (省略) イ 土砂災害 京都府土砂災害警戒システムの土砂災害危険度が「<u>非常に危険(薄紫)</u>」となり、かつ、土砂災害警戒情報が発表されたとき	ア 水害 (省略) イ 土砂災害 京都府土砂災害警戒システムの土砂災害危険度が「<u>危険(紫)</u>」となり、かつ、土砂災害警戒情報が発表されたとき											
3-39	水害・土砂災害を対象とした避難情報の解除の判断基準 (京都市避難情報判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕) 1 水害 「洪水警報」の解除、かつ、水位観測所の水位が河川管理者が定めた基準水位（第1発令地域）の「高齢者等避難発令水位」（避難判断水位）を下回ったとき (※ただし、堤防決壊による浸水が発生した場合については、この基準によらず、河川からの氾濫のおそれがなくなった時点を基本として、解除を行う。) 2 土砂災害 <u>(追記)</u> 「大雨警報（土砂災害）」が解除されたとき <u>(追記)</u>	水害・土砂災害を対象とした避難情報の解除の判断基準 (京都市避難情報判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕) 1 水害 「洪水警報」の解除、かつ、水位観測所の水位が河川管理者が定めた基準水位（第1発令地域）の「高齢者等避難発令水位」（避難判断水位）を下回ったとき (※ただし、堤防決壊による浸水が発生した場合については、この基準によらず、河川からの氾濫のおそれがなくなった時点を基本として、解除を行う。) 2 土砂災害 <u>(1) 当該地域で、土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度の表示が「警戒」（赤）から「注意」（黄）となったとき</u> <u>(2) 「大雨警報（土砂災害）」が解除されたとき</u> <u>※1 上記基準(1)は、区・支所の管轄を単位として解除を行う。</u> <u>ただし、区域が広い北区、左京区、右京区については、地域の特性を考慮して、北部と南部に分割した単位で解除を行う。</u> <u>2 上記基準は、今後の気象情報等を考慮のうえ判断すること。</u> <u>(参考) 地域の特性を考慮した分割（北区、左京区、右京区）</u><table><tr><td rowspan="2">北区</td><td>北部</td><td>中川、小野郷、雲ヶ畑</td></tr><tr><td>南部</td><td>上記以外の学区</td></tr><tr><td rowspan="2">左京区</td><td>北部</td><td>大原、花背、広河原、久多</td></tr><tr><td>南部</td><td>上記以外の学区</td></tr></table>	北区	北部	中川、小野郷、雲ヶ畑	南部	上記以外の学区	左京区	北部	大原、花背、広河原、久多	南部	上記以外の学区	避難情報の解除基準の変更に伴う修正
北区	北部	中川、小野郷、雲ヶ畑											
	南部	上記以外の学区											
左京区	北部	大原、花背、広河原、久多											
	南部	上記以外の学区											

頁	現 行	修 正 案	修正理由						
		<table><tr><td></td><td>北部</td><td>水尾、宕陰、高雄、黒田、山国、弓削、周山、宇津、細野</td></tr><tr><td>右京区</td><td>南部</td><td>上記以外の学区</td></tr></table>		北部	水尾、宕陰、高雄、黒田、山国、弓削、周山、宇津、細野	右京区	南部	上記以外の学区	
	北部	水尾、宕陰、高雄、黒田、山国、弓削、周山、宇津、細野							
右京区	南部	上記以外の学区							
3-50	7.4 避難所の運営体制をつくる 7.4.3 運営協議会で協議して運営する（運営協議会） ア 各避難所の運営は、運営協議会で協議して実施する。この場合、運営協議会への女性の参画を積極的に推進するとともに、避難所の運営管理に当たっては、男女のニーズの違い等に的確に対応し、女性の意見等をより反映するよう努める。（<u>追記</u>）	7.4 避難所の運営体制をつくる 7.4.3 運営協議会で協議して運営する（運営協議会） ア 各避難所の運営は、運営協議会で協議して実施する。この場合、運営協議会への女性の参画を積極的に推進するとともに、避難所の運営管理に当たっては、男女のニーズの違い等に的確に対応し、女性の意見等をより反映するよう努める。<u>また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</u>	京都府地域防災計画の修正に伴う修正						
3-58	8.2.4 応援隊を要請する（消防部（総務班、通信指令班（指令担当））） ※ 資料 3－5－3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱 ※ <u>協定 1－5</u> 京都府広域消防相互応援協定書 ※ <u>協定 1－6</u> 五都市消防相互応援協定 ※ <u>協定 1－7</u> 大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定	8.2.4 応援隊を要請する（消防部（総務班、通信指令班（指令担当））） ※ 資料 3－5－3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱 ※ <u>協定 1－4</u> 京都府広域消防相互応援協定書 ※ <u>協定 1－5</u> 五都市消防相互応援協定 ※ <u>協定 1－6</u> 大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定	字句修正						

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3-67	9.8.9 他都市の応援を要請する（消防部警防班） （略） ※ <u>協定 1－7</u> 大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定	9.8.9 他都市の応援を要請する（消防部警防班） （略） ※ <u>協定 1－6</u> 大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定	字句修正
3-72	イ 建設部土木事務所班は、<u>京都市又は京都市長が管理する道路</u>のうち （略）	イ 建設部土木事務所班は、<u>京都市が管理する道路</u>のうち （略）	字句修正
3-78	第 1 2 節 食糧の調達・配分 ■ 基本方針 避難所に避難した方をはじめ、被災して在宅生活をしているが自ら食料を確保できない方、災害応急対策に従事している行政職員や関係者等に対し、この計画に基づき食料を調達・配分する。 食料の調達・配分においては、行政が主体となり、避難所運営協議会や自主防災組織等の住民の組織、施設管理者、ボランティア等が協力し合って行い、<u>特に要配慮者等に対する調達・配分については、十分な配慮を行う。</u>	第 1 2 節 食糧の調達・配分 ■ 基本方針 避難所に避難した方をはじめ、被災して在宅生活をしているが自ら食料を確保できない方、災害応急対策に従事している行政職員や関係者等に対し、この計画に基づき食料を調達・配分する。 食料の調達・配分においては、行政が主体となり、避難所運営協議会や自主防災組織等の住民の組織、施設管理者、ボランティア等が協力し合って行う。<u>その際、被災時の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u>	京都府地域防災計画の修正に伴う修正
3-83	第 1 3 節 生活必需品の供給 ■ 基本方針 避難所に避難した人、被災した住宅に居住する人等、生活必需品を必要とする人に対し、備蓄物資の活用を図るとともに、この計画に基づいて生活必需品を調達し供給する。 生活必需品の配布は、行政が主体となり、避難所運営協議会や自治会等の住民組織、施設管理者、ボランティア等の協力を得て実施する。<u>特に要配慮者に対する配給に対しては、十分な配慮を行う。</u>	第 1 3 節 生活必需品の供給 ■ 基本方針 避難所に避難した人、被災した住宅に居住する人等、生活必需品を必要とする人に対し、備蓄物資の活用を図るとともに、この計画に基づいて生活必需品を調達し供給する。 生活必需品の配布は、行政が主体となり、避難所運営協議会や自治会等の住民組織、施設管理者、ボランティア等の協力を得て実施する。<u>その際、被災時の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u>	京都府地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行			修 正 案			修正理由
3-87	■ 役割分担			■ 役割分担			マニュアルの見直しに伴う修正
	応急対策項目	担当	分担内容	応急対策項目	担当	分担内容	
	14.1 応急給水の 方針を決定する	上下水道部応 急給水班	14.1.1 応急給水に必要な情報を速 やかに収集する 14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる <u>14.1.3 優先的な車両輸送等による 給水計画を策定する</u>	14.1 応急給水の 方針を決定する	上下水道部応 急給水班	14.1.1 応急給水に必要な情報を速 やかに収集する 14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる <u>(削除)</u>	
	14.2 応急給水の 体制を確立する	上下水道部総 務班	14.2.1 関係 <u>会社</u> に協力要請を行う 14.2.2 18 大都市水道局等に応援要 請を行う 14.2.3 関係 <u>会社</u> ・18 大都市職員 <u>(追 記)</u> を総合庁舎、太秦庁舎、で 受け入れる <u>14.2.4 応援職員等を各事業所で受 け入れる</u> 14.2.5 本部長に自衛隊の派遣を要 請する	14.2 応急給水の 体制を確立する	上下水道部総 務班	14.2.1 関係 <u>機関</u> に協力要請を行う 14.2.2 18 大都市水道局等に応援要 請を行う 14.2.3 関係 <u>機関</u> ・18 大都市職員 <u>等の</u> を総合庁舎、太秦庁舎、で受け 入れる <u>(削除)</u> 14.2.4 本部長に自衛隊の派遣を要 請する	
	14.3 応急給水を 実施する	上下水道部応 急給水班	<u>(追記)</u> <u>(1) 応急給水の方法</u> 14.3.1 給水拠点を設定する 14.3.2 <u>車両輸送</u> による <u>応急給水</u> を	14.3 応急給水を 実施する	上下水道部応 急給水班	(1) <u>給水場所の決定</u> 14.3.1 <u>重要施設を決定する</u> 14.3.2 給水拠点を設定する (2) 応急給水の方法 14.3.3 <u>車両</u> による <u>直接運搬給水</u> を 行う	

頁	現 行			修 正 案			修正理由
			行う 14. 3. <u>3</u> <u>仮設給水栓</u>による応急給水を行う 14. 3. <u>4</u> 給水拠点の増設を行う 14. 3. <u>5</u> 給水拠点を閉鎖する 14. 3. <u>6</u> 水質確認を行う			<u>14. 3. 4 仮設給水槽による応急給水を行う</u> 14. 3. <u>5</u> <u>消火栓や仮設配水管</u>による応急給水を行う 14. 3. <u>6</u> 給水拠点の増設を行う 14. 3. <u>7</u> 給水拠点を閉鎖する 14. 3. <u>8</u> 水質確認を行う	
		区本部	<u>(2)</u> <u>区本部等の対応</u> 14. 3. <u>7</u> 応急給水の適切な支援を行う 14. 3. <u>8</u> 生活用水の確保を図る		区本部	<u>(3)</u> <u>区本部等の対応</u> 14. 3. <u>9</u> 応急給水の適切な支援を行う 14. 3. <u>10</u> 生活用水の確保を図る	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
3-88	14. 1. 2 応急給水に関わる計画を立てる（上下水道応急給水班） (略) ウ <u>応急給水は、原則として、災害救助法に定められた基準に準じて実施する。</u> <u>(追記)</u> <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>			14. 1. 2 応急給水に関わる計画を立てる（上下水道部応急給水班） (略) ウ <u>災害拠点病院や救急告示医療機関、人命にかかわる人工透析等の医療設備を備えている病院、福祉避難所となる社会福祉施設等の重要施設からの緊急要請に対応するため、優先的な車両輸送等による給水計画を策定する。</u> エ <u>応急給水目標における応急給水量と運搬距離を目安に、指定避難所等に給水拠点を設置する。</u> オ <u>浄水場、総合庁舎、太秦庁舎等に給水基地を設置し、給水車による応急給水体制の整備を図る。</u> カ <u>応急給水時は、安全な水を提供するために水質管理を徹底する体制を整備する。</u>			マニュアルの見直しに伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																
	<u>14.1.3 優先的な車両輸送等による給水計画を策定する（上下水道部応急給水班）</u> <u>上下水道部応急給水班は、災害拠点病院や救急告示医療機関、人命にかかわる人工透析等の医療設備を備えている病院、福祉避難所となる社会福祉施設等の重要施設からの緊急要請に対応するため、優先的な車両輸送等による給水計画を策定する。</u> 14.2 応急給水の体制を確立する 災害後の復旧状況等により、必要に応じて、外部からも人員、資機材等の調達の要請を行い、応急給水及び応急復旧を行う。 14.2.1 関係<u>会社</u>に協力要請を行う（上下水道部総務班） 上下水道部総務班は、応急対策に必要な人員、資機材等の調達については、関係<u>会社</u>に対して協力要請を行う。 （略） （水道事業<u>者</u>間の応援協定） <table><tr><td>協定等</td><td>要請先</td></tr><tr><td>1 9 大都市水道局災害相互応援に関する覚書</td><td>1 8 大都市水道局</td></tr><tr><td><u>災害発生時における</u>日本水道協会関西地方支部<u>内</u>の相互応援に関する協定</td><td><u>日本水道協会関西地方支部に属する各水道事業体</u></td></tr><tr><td>日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書</td><td>京都府支部に属する各水道事業体</td></tr></table> ※ 協定 1－<u>8</u> 日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	協定等	要請先	1 9 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	1 8 大都市水道局	<u>災害発生時における</u> 日本水道協会関西地方支部 <u>内</u> の相互応援に関する協定	<u>日本水道協会関西地方支部に属する各水道事業体</u>	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	京都府支部に属する各水道事業体	<u>（削除）</u> 14.2 応急給水の体制を確立する 震災後の復旧状況等により、必要に応じて、外部からも人員、資機材等の調達の要請を行い、応急給水及び応急復旧を行う。 14.2.1 関係<u>機関</u>に協力要請を行う（上下水道部総務班） 上下水道部総務班は、応急対策に必要な人員、資機材等の調達については、関係<u>機関</u>に対して協力要請を行う。 （略） （水道事業<u>体</u>間の応援協定） <table><tr><td>協定等</td><td>要請先</td></tr><tr><td>1 9 大都市水道局災害相互応援に関する覚書</td><td>1 8 大都市水道局</td></tr><tr><td><u>公益社団法人</u>日本水道協会関西地方支部<u>災害時</u>相互応援に関する協定</td><td><u>関西地方支部長</u></td></tr><tr><td>日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書</td><td>京都府支部に属する各水道事業体</td></tr></table> ※ 協定 1－<u>7</u> 日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	協定等	要請先	1 9 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	1 8 大都市水道局	<u>公益社団法人</u> 日本水道協会関西地方支部 <u>災害時</u> 相互応援に関する協定	<u>関西地方支部長</u>	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	京都府支部に属する各水道事業体	
協定等	要請先																		
1 9 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	1 8 大都市水道局																		
<u>災害発生時における</u> 日本水道協会関西地方支部 <u>内</u> の相互応援に関する協定	<u>日本水道協会関西地方支部に属する各水道事業体</u>																		
日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	京都府支部に属する各水道事業体																		
協定等	要請先																		
1 9 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	1 8 大都市水道局																		
<u>公益社団法人</u> 日本水道協会関西地方支部 <u>災害時</u> 相互応援に関する協定	<u>関西地方支部長</u>																		
日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	京都府支部に属する各水道事業体																		

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	※ 協定1－<u>9</u> <u>災害発生時における</u>日本水道協会関西地方支部<u>内の</u>相互 応援に関する協定 ※ 協定1－<u>10</u> 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書 14.2.3 関係<u>会社</u>・18大都市職員を総合庁舎、太秦庁舎で受け入れる（上 下水道部総務班） 上下水道部総務班は、関係<u>会社</u>や他都市等の応急対策に従事する 職員を総合庁舎、太秦庁舎で受け入れる。 <u>14.2.4 応援職員等を各事業所で受け入れる（上下水道部総務班）</u> <u>上下水道部総務班は、応援職員等を、その後、状況に応じて各事業</u> <u>所で受け入れる。</u> 14.2.<u>5</u> 本部長に自衛隊の派遣を要請する（上下水道部総務班） （略）	※ 協定1－<u>8</u> <u>公益社団法人</u>日本水道協会関西地方支部<u>災害時</u>相互応援 に関する協定 ※ 協定1－<u>9</u> 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書 14.2.3 関係<u>機関</u>・18大都市職員を総合庁舎、太秦庁舎で受け入れる（上 下水道部総務班） 上下水道部総務班は、関係<u>機関</u>や他都市等の応急対策に従事する 職員を、総合庁舎、太秦庁舎で受け入れる。<u>また、車両置場等の不足</u> <u>する場合は、各種協定等に基づき、駐車場所の提供を依頼する。</u> <u>（削除）</u> 14.2.<u>4</u> 本部長に自衛隊の派遣を要請する（上下水道部総務班） （略）	
3-89	14.3 応急給水を実施する （略） (1) <u>応急給水の方法</u> 14.3.1 <u>給水拠点を設定する</u>（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、<u>おおむね次の施設等に順次給水拠点を</u> <u>設定していく。</u> <u>（給水拠点設置場所）</u> <u>ア 指定避難所</u> <u>イ 災害拠点病院、救急告示医療機関、透析治療を行う施設、福祉避難所と</u> <u>なる社会福祉施設</u>	14.3 応急給水を実施する （略） (1) <u>給水場所の決定</u> 14.3.1 <u>重要施設を決定する</u>（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、<u>被災状況や避難状況等を考慮して、次の</u> <u>施設に優先的に応急給水を行う。</u> <u>（応急給水を実施する重要施設）</u> <u>ア 医療機関（災害拠点病院、救急告示医療機関、透析治療を行う施設等）</u> <u>イ 社会福祉施設（福祉避難所等）</u>	マニユ アルの見直 しに伴う 修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>ウ その他緊急の要請があった場所</u> ※ <u>資料3-14-1 震災時に給水基地として使用可能な配水池等</u> ※ <u>資料3-14-2 飲料水兼用型耐震性貯水槽の設置状況</u> <u>(追記)</u> <u>(追記)</u> 14.3.2 <u>車両輸送</u>による<u>応急</u>給水を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、浄水場や総合庁舎、太秦庁舎、配水管の消火栓<u>浄水場の配水池</u>、配水ポンプ場、貯水槽を給水基地として、<u>飲料水等</u>を車両輸送する方法で応急給水を行う。 <u>(削除)</u> 14.3.3 仮設給水<u>栓</u>による応急給水を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、断水地域<u>の状況や水道施設の復旧状況等によっては、消火栓や応急仮設配管、仮設給水槽を利用して下記により</u>応急給水を実施する。<u>(追記)</u>	<u>ウ 避難所（指定避難所等）</u> <u>エ その他緊急の要請があった場所</u> 14.3.2 給水拠点を設定する（<u>上下水道部応急給水班</u>） <u>上下水道部応急給水班は、被災状況に応じて、発災後の各時点における応急給水目標の応急給水量と運搬距離を目安に、指定避難所等に給水拠点を設定する。</u> <u>(2) 応急給水の方法</u> 14.3.3 <u>車両</u>による<u>直接運搬</u>給水を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、浄水場や総合庁舎、太秦庁舎、配水管の消火栓、<u>配水池</u>、配水ポンプ場、貯水槽を給水基地として、<u>水道水</u>を車両輸送し、<u>断水地域等にある給水場所で車両に設備された給水栓から直接給水</u>する方法で応急給水を行う。 ※ <u>資料3-14-1 震災時に給水基地として使用可能な配水池等</u> ※ <u>資料3-14-2 飲料水兼用型耐震性貯水槽の設置状況</u> 14.3.4 仮設<u>給水槽</u>による応急給水を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、断水地域<u>等にある給水場所に仮設給水槽を設置して、</u>応急給水を実施する。<u>仮設給水槽には、車両輸送した水道水を注水し、必要に応じて、仮設給水栓を設置する。</u>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>（仮設給水栓による応急給水の方法）</u> <u>ア 消火栓を利用した応急給水</u> <u>イ 応急仮設配管による応急給水</u> <u>ウ 仮設給水槽を用いた応急給水</u> 14.3.4 給水拠点の増設を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、通常の給水が行われるまでの間、<u>（追記）</u> 段階的に市民の<u>搬送</u>距離<u>を</u>短縮<u>する</u>よう、適宜給水拠点を増設する。 14.3.5 給水拠点を閉鎖する（上下水道部応急給水班） （略） 14.3.6 水質確認を行う（上下水道部応急給水班） （略） <u>（2）区本部等の対応</u> 14.3.7 応急給水の適切な支援を行う（区本部） （略） 14.3.8 生活用水の確保を図る（区本部） （略）	<u>14.3.5 消火栓や仮設配水管による応急給水を行う（上下水道部応急給水班）</u> <u>上下水道部応急給水班は、通水している地域の消火栓に仮設給水栓等を接続して応急給水を行う。また、周辺の通水している地域から仮設配水管を整備し、断水地域等にある給水場所に応急給水を行う。</u> 14.3.6 給水拠点の増設を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、通常の給水が行われるまでの間、<u>給水量の目標に応じて</u>段階的に市民の<u>運搬</u>距離<u>が</u>短縮<u>できる</u>よう、適宜給水拠点を増設する。 14.3.7 給水拠点を閉鎖する（上下水道部応急給水班） （略） 14.3.8 水質確認を行う（上下水道部応急給水班） （略） <u>（3）区本部等の対応</u> 14.3.9 応急給水の適切な支援を行う（区本部） （略） 14.3.10 生活用水の確保を図る（区本部） （略）	
3-105	17.2 災害廃棄物処理実行計画を策定する (1) 災害廃棄物処理実行計画 17.2.1 関係各部から提供されたデータ等を基に、災害廃棄物量の推計を行う（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は、関係部等から提供されたデータや<u>災害廃棄物処理支援システム</u>を基に、災害廃棄物発生量の推計を行う。	17.2 災害廃棄物処理実行計画を策定する (1) 災害廃棄物処理実行計画 17.2.1 関係各部から提供されたデータ等を基に、災害廃棄物量の推計を行う（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は、関係部等から提供されたデータ<u>等</u>を基に、災害廃棄物発生量の推計を行う。	字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由														
3-107	17.5 被災建築物の除去に関する特例措置を適用する 国が被災者の負担軽減を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 22 条に基づき、損壊した家屋 等のがれきについて特例措置（公費解体）を講じる場合には、以下の手順で行う。	17.5 被災建築物の除去を行う 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 22 条の対象となる 損壊した家屋等のがれきの公費解体は、以下の手順で行う。	字句修正														
3-113	第 1 9 節 行方不明者の 搜索・遺体の取扱い・火葬 ■ 基本方針 大規模な震災（<u>追記</u>）により多数の<u>行方不明者や死者（追記）</u>が発生した場合には、関係機関と連携して、<u>行方不明者</u>の搜索、遺体の処置等を実施するとともに、必要に応じて他の自治体や関係業界等への応援を要請し、迅速な対応を実施する。また、搜索の結果、生存が確認された場合は、適切な救急活動を実施する。 <u>（追記）</u> ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td rowspan="2">19.1 <u>行方不明者</u>を 搜索する</td><td rowspan="2">区本部</td><td>(1) <u>行方不明者</u>の届出 19.1.1 所轄警察署と協力して、<u>行方不明者</u>の届出窓口を開設する 19.1.2 市民等からの<u>行方不明者</u>の届出を記録する 19.1.3 本部長、所轄警察署に書面で報告する 19.1.4 本部長、所轄警察署に電話で報告し、後日書面を提出する</td></tr><tr><td>(2) <u>行方不明者</u>の搜索</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分担内容	19.1 <u>行方不明者</u> を 搜索する	区本部	(1) <u>行方不明者</u> の届出 19.1.1 所轄警察署と協力して、 <u>行方不明者</u> の届出窓口を開設する 19.1.2 市民等からの <u>行方不明者</u> の届出を記録する 19.1.3 本部長、所轄警察署に書面で報告する 19.1.4 本部長、所轄警察署に電話で報告し、後日書面を提出する	(2) <u>行方不明者</u> の搜索	第 1 9 節 <u>安否不明者等</u>の 搜索・遺体の取扱い・火葬 ■ 基本方針 大規模な震災等により<u>安否不明者（行方不明者（所在不明かつ死亡の疑いのある者）及び当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者をいう）及び死者（以下「安否不明者等」という）</u>が発生した場合には、関係機関と連携して、<u>安否不明者</u>の搜索、遺体の処置等を実施するとともに、必要に応じて他の自治体や関係業界等への応援を要請し、迅速な対応を実施する。また、搜索の結果、生存が確認された場合は、適切な救急活動を実施する。 <u>救助活動の効率化・円滑化に資すると判断した場合等は、安否不明者等の氏名等を公表する。</u> ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td rowspan="2">19.1 <u>安否不明者</u>を 搜索する</td><td rowspan="2">区本部</td><td>(1) <u>安否不明者</u>の届出 19.1.1 所轄警察署と協力して、<u>安否不明者</u>の届出窓口を開設する 19.1.2 市民等からの<u>安否不明者</u>の届出を記録する 19.1.3 本部長、所轄警察署に書面で報告する 19.1.4 本部長、所轄警察署に電話で報告し、後日書面を提出する</td></tr><tr><td>(2) <u>安否不明者</u>の搜索</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分担内容	19.1 <u>安否不明者</u> を 搜索する	区本部	(1) <u>安否不明者</u> の届出 19.1.1 所轄警察署と協力して、 <u>安否不明者</u> の届出窓口を開設する 19.1.2 市民等からの <u>安否不明者</u> の届出を記録する 19.1.3 本部長、所轄警察署に書面で報告する 19.1.4 本部長、所轄警察署に電話で報告し、後日書面を提出する	(2) <u>安否不明者</u> の搜索	安否不明者の氏名公表方針の策定に伴う修正
応急対策項目	担当	分担内容															
19.1 <u>行方不明者</u> を 搜索する	区本部	(1) <u>行方不明者</u> の届出 19.1.1 所轄警察署と協力して、 <u>行方不明者</u> の届出窓口を開設する 19.1.2 市民等からの <u>行方不明者</u> の届出を記録する 19.1.3 本部長、所轄警察署に書面で報告する 19.1.4 本部長、所轄警察署に電話で報告し、後日書面を提出する															
		(2) <u>行方不明者</u> の搜索															
応急対策項目	担当	分担内容															
19.1 <u>安否不明者</u> を 搜索する	区本部	(1) <u>安否不明者</u> の届出 19.1.1 所轄警察署と協力して、 <u>安否不明者</u> の届出窓口を開設する 19.1.2 市民等からの <u>安否不明者</u> の届出を記録する 19.1.3 本部長、所轄警察署に書面で報告する 19.1.4 本部長、所轄警察署に電話で報告し、後日書面を提出する															
		(2) <u>安否不明者</u> の搜索															

頁	現 行			修 正 案			修正理由
			19.1.5 防災関係機関と密接に連携し、的確な情報把握に努める			19.1.5 防災関係機関と密接に連携し、的確な情報把握に努める	
		本部	19.1.6 関係機関の協力を得て、 <u>行方不明者</u> の捜索を行う		本部	19.1.6 関係機関の協力を得て、 <u>安否不明者</u> の捜索を行う	
		関係機関	19.1.7 所轄警察署又は直近の警察官に通報する		関係機関	19.1.7 所轄警察署又は直近の警察官に通報する	
	<u>(追加)</u>			<u>19.2 安否不明者等の氏名等を公表する</u>	<u>本部事務局等</u>	<u>19.2.1 安否不明者の氏名等の公表を判断する</u> <u>19.2.2 死者の氏名等の公表を判断する</u> <u>19.2.3 安否不明者等の名簿を作成する</u> <u>19.2.4 安否不明者等の氏名等を公表する</u>	
	19. <u>2</u> 遺体安置所を開設する	区本部	19. <u>2</u> .1 (略) 19. <u>2</u> .2 (略) 19. <u>2</u> .3 (略) 19. <u>2</u> .4 (略)	19. <u>3</u> 遺体安置所を開設する	区本部	19. <u>3</u> .1 (略) 19. <u>3</u> .2 (略) 19. <u>3</u> .3 (略) 19. <u>3</u> .4 (略)	
		本部事務局	19. <u>2</u> .5 (略)		本部事務局	19. <u>3</u> .5 (略)	
	19. <u>3</u> 遺体を取り扱う	警察署	(1) 検視 19. <u>3</u> .1 (略)	19. <u>4</u> 遺体を取り扱う	警察署	(1) 検視 19. <u>4</u> .1 (略)	
		区本部	19. <u>3</u> .2 (略)		区本部	19. <u>4</u> .2 (略)	
			(2) 遺体の身元が確認されていない場合の対応 19. <u>3</u> .3 (略) 19. <u>3</u> .4 (略) 19. <u>3</u> .5 (略)			(2) 遺体の身元が確認されていない場合の対応 19. <u>4</u> .3 (略) 19. <u>4</u> .4 (略) 19. <u>4</u> .5 (略)	

頁	現 行			修 正 案			修正理由
3-114			(3) 遺体の身元が確認されている場合の対応 19. <u>3</u> . 6 (略) 19. <u>3</u> . 7 (略) 19. <u>3</u> . 8 (略)			(3) 遺体の身元が確認されている場合の対応 19. <u>4</u> . 6 (略) 19. <u>4</u> . 7 (略) 19. <u>4</u> . 8 (略)	
			(4) 遺体の一時保存 19. <u>3</u> . 9 (略) 19. <u>3</u> . 10 (略) 19. <u>3</u> . 11 (略) 19. <u>3</u> . 12 (略)			(4) 遺体の一時保存 19. <u>4</u> . 9 (略) 19. <u>4</u> . 10 (略) 19. <u>4</u> . 11 (略) 19. <u>4</u> . 12 (略)	
			(5) 遺体安置所の閉鎖 19. <u>3</u> . 13 (略) 19. <u>3</u> . 14 (略)			(5) 遺体安置所の閉鎖 19. <u>4</u> . 13 (略) 19. <u>4</u> . 14 (略)	
	19. <u>4</u> 火葬計画を策定する	保健福祉部埋火葬・動物班	19. <u>4</u> . 1 (略) 19. <u>4</u> . 2 (略) 19. <u>4</u> . 3 (略) 19. <u>4</u> . 4 (略) 19. <u>4</u> . 5 (略) 19. <u>4</u> . 6 (略)	19. <u>5</u> 火葬計画を策定する	保健福祉部埋火葬・動物班	19. <u>5</u> . 1 (略) 19. <u>5</u> . 2 (略) 19. <u>5</u> . 3 (略) 19. <u>5</u> . 4 (略) 19. <u>5</u> . 5 (略) 19. <u>5</u> . 6 (略)	
	19. <u>5</u> 火葬を行う	区本部	19. <u>5</u> . 1 (略) 19. <u>5</u> . 2 (略) 19. <u>5</u> . 3 (略) 19. <u>5</u> . 4 (略)	19. <u>6</u> 火葬を行う	区本部	19. <u>6</u> . 1 (略) 19. <u>6</u> . 2 (略) 19. <u>6</u> . 3 (略) 19. <u>6</u> . 4 (略)	
		保健福祉部埋火葬・動物班	19. <u>5</u> . 5 (略)		保健福祉部埋火葬・動物班	19. <u>6</u> . 5 (略)	
		区本部	19. <u>5</u> . 6 (略)		区本部	19. <u>6</u> . 6 (略)	
			19. <u>5</u> . 7 (略)			19. <u>6</u> . 7 (略)	
			19. <u>5</u> . 8 (略)			19. <u>6</u> . 8 (略)	
	19. 1 <u>行方不明者</u> を捜索する <u>災害のため、現に行方不明等の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡している</u> <u>と推定される者</u> の捜索を行う。 京都市に災害救助法を適用した場合は、京都市災害救助法施行細則第2条に規定する救助の程度、方法及び期間の範囲内で救助（ <u>行方不明者</u> の捜索等）			19. 1 <u>安否不明者</u> を捜索する <u>安否不明者が発生した場合は、その捜索を行う。</u> 京都市に災害救助法を適用した場合は、京都市災害救助法施行細則第2条に規定する救助の程度、方法及び期間の範囲内で救助（ <u>安否不明者</u> の捜索等）を実施し、同範囲内での救助が困難なときは、国に特別基準の設定について協			

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	を実施し、同範囲内での救助が困難なときは、国に特別基準の設定について協議する。京都府下において、本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害では、京都府災害救助資源配分計画に基づき、京都府の連絡調整の下、救助を実施する。 ただし、災害救助法の適用前の段階でも、区本部が設置された場合は以下の処置を講じる。 ⇒ 23.3 災害救助を実施する (1) 行方不明者の届出 19.1.1 所轄警察署と協力して、<u>行方不明者</u>の届出窓口を開設する（区本部） 区本部長は所轄の警察署と協力して、災害のため所在が不明であり、捜索が必要とされる者の届出窓口を区本部に開設する。 19.1.2 市民等からの<u>行方不明者</u>の届出を記録する（区本部） 区本部は、市民等からの<u>行方不明者</u>の届出があった際は、以下の必要事項を聴取し、記録を行う。 （<u>行方不明者</u>の届出の記録内容） ア <u>行方不明者の</u>住所 イ 氏名 ウ 年齢 エ 性別 オ 身長 カ 着衣 キ その他必要事項 (2) 行方不明者 の検索 19.1.5 防災関係機関と密接に連携し、的確な情報把握に努める（区本部）	議する。京都府下において、本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害では、京都府災害救助資源配分計画に基づき、京都府の連絡調整の下、救助を実施する。 ただし、災害救助法の適用前の段階でも、区本部が設置された場合は以下の処置を講じる。 ⇒ 23.3 災害救助を実施する (1) 安否不明者の届出 19.1.1 所轄警察署と協力して、<u>安否不明者</u>の届出窓口を開設する（区本部） 区本部長は所轄の警察署と協力して、災害のため所在が不明であり、捜索が必要とされる者の届出窓口を区本部に開設する。 19.1.2 市民等からの<u>安否不明者</u>の届出を記録する（区本部） 区本部は、市民等からの<u>安否不明者</u>の届出があった際は、以下の必要事項を聴取し、記録を行う。 （<u>安否不明者</u>の届出の記録内容） ア <u>(削除)</u>住所 イ 氏名 ウ 年齢 エ 性別 オ 身長 カ 着衣 キ その他必要事項 (2) 安否不明者 の検索 19.1.5 防災関係機関と密接に連携し、的確な情報把握に努める（区本部）	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3-117	区本部長は、消防部（消防団）、警察署等の防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。 19.1.6 関係機関の協力を得て、<u>行方不明者</u>の搜索を行う（本部） 本部は、京都府警察、消防部（消防団）、自衛隊派遣部隊、日本赤十字社京都府支部、その他の機関の協力を得て<u>行方不明者</u>の搜索を行う。 本部事務局は、災害救助法適用時、搜索を行うための機械、器具等の借上げ、購入等を行ったときは、保健福祉部長に救助実施状況を報告する。 ※ 資料3－23－2 救助の実施状況報告に係る書類、帳簿等 <u>（追加）</u>	区本部長は、消防部（消防団）、警察署等の防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。 19.1.6 関係機関の協力を得て、<u>安否不明者</u>の搜索を行う（本部） 本部は、京都府警察、消防部（消防団）、自衛隊派遣部隊、日本赤十字社京都府支部、その他の機関の協力を得て<u>安否不明者</u>の搜索を行う。 本部事務局は、災害救助法適用時、搜索を行うための機械、器具等の借上げ、購入等を行ったときは、保健福祉部長に救助実施状況を報告する。 ※ 資料3－23－2 救助の実施状況報告に係る書類、帳簿等 <u>19.2 安否不明者等の氏名等を公表する</u> <u>19.2.1 安否不明者の氏名等の公表を判断する（本部事務局等）</u> <u>本部事務局等は、次の条件をすべて満たす場合に、安否不明者の氏名等を公表する。</u> <u>ア 救助活動の効率化・円滑化に資すると認められる場合</u> <u>イ 住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない場合</u> <u>ウ 家族等の同意が得られた場合</u> <u>ただし、大規模災害で家族等の同意を得ることが困難な場合は、家族等の同意を得ずに公表する場合がある。</u> <u>19.2.2 死者の氏名等の公表を判断する（本部事務局等）</u> <u>死者の氏名等は、原則非公表とする。ただし、本部事務局等は、報道機関から要請があった場合で、次の条件を全て満たす場合に公表する。</u>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3-115	19. <u>2</u> 遺体安置所を開設する 19. <u>2</u>. 1 （略） 19. <u>2</u>. 2 （略） 19. <u>2</u>. 3 （略） 19. <u>2</u>. 4 （略） 19. <u>3</u> 遺体を取り扱う (1) 検視 19. <u>3</u>. 1 （略） 19. <u>3</u>. 2 （略） (2) 遺体の身元が確認されていない場合の対応 19. <u>3</u>. 3 （略）	<u>ア 遺族等の同意がある場合（遺族等を代表する者からの同意を基本とする）</u> <u>イ 住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない場合</u> <u>19. 2. 3 安否不明者等の名簿を作成する（本部事務局等）</u> 本部事務局等は、安否不明者等の名簿を作成する。その際、住民基本台帳により、閲覧制限措置の有無を確認する。本部事務局は、作成した名簿を京都府へ情報提供を行う。 <u>19. 2. 4 安否不明者等の氏名等を公表する（本部事務局）</u> 本部事務局は、以下のとおり安否不明者等の氏名等を公表する。 <u>ア 公表範囲</u> 氏名（フリガナ）、住所（原則、町名まで）、年齢 <u>イ 安否不明者の公表方法</u> 報道機関への資料提供、本市防災ポータルサイトへの掲載など <u>ウ 死者の公表方法</u> 報道機関への資料提供 19. <u>3</u> 遺体安置所を開設する 19. <u>3</u>. 1 （略） 19. <u>3</u>. 2 （略） 19. <u>3</u>. 3 （略） 19. <u>3</u>. 4 （略） 19. <u>4</u> 遺体を取り扱う (1) 検視 19. <u>4</u>. 1 （略） 19. <u>4</u>. 2 （略） (2) 遺体の身元が確認されていない場合の対応 19. <u>4</u>. 3 （略）	

令和5年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

資料3

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3-116	19. <u>3</u> . 4 （略） 19. <u>3</u> . 5 （略） (3) 遺体の身元が確認されている場合の対応 19. <u>3</u> . 6 （略） 19. <u>3</u> . 7 （略） 19. <u>3</u> . 8 （略） (4) 遺体の一時保存 19. <u>3</u> . 9 （略） 19. <u>3</u> . 10 （略） 19. <u>3</u> . 11 （略） 19. <u>3</u> . 12 （略） (5) 遺体安置所の閉鎖 19. <u>3</u> . 13 （略） 19. <u>3</u> . 14 （略）	19. <u>4</u> . 4 （略） 19. <u>4</u> . 5 （略） (3) 遺体の身元が確認されている場合の対応 19. <u>4</u> . 6 （略） 19. <u>4</u> . 7 （略） 19. <u>4</u> . 8 （略） (4) 遺体の一時保存 19. <u>4</u> . 9 （略） 19. <u>4</u> . 10 （略） 19. <u>4</u> . 11 （略） 19. <u>4</u> . 12 （略） (5) 遺体安置所の閉鎖 19. <u>4</u> . 13 （略） 19. <u>4</u> . 14 （略）	
3-117	19. <u>4</u> 火葬計画を策定する 19. <u>4</u> . 1 （略） 19. <u>4</u> . 2 （略） 19. <u>4</u> . 3 （略） 19. <u>4</u> . 4 （略） 19. <u>4</u> . 5 （略） 19. <u>4</u> . 6 （略） 19. <u>5</u> 火葬を行う 19. <u>5</u> . 1 （略） 19. <u>5</u> . 2 （略） 19. <u>5</u> . 3 （略） 19. <u>5</u> . 4 （略） 19. <u>5</u> . 5 （略） 19. <u>5</u> . 6 （略） 19. <u>5</u> . 7 （略） 19. <u>5</u> . 8 （略）	19. <u>5</u> 火葬計画を策定する 19. <u>5</u> . 1 （略） 19. <u>5</u> . 2 （略） 19. <u>5</u> . 3 （略） 19. <u>5</u> . 4 （略） 19. <u>5</u> . 5 （略） 19. <u>5</u> . 6 （略） 19. <u>6</u> 火葬を行う 19. <u>6</u> . 1 （略） 19. <u>6</u> . 2 （略） 19. <u>6</u> . 3 （略） 19. <u>6</u> . 4 （略） 19. <u>6</u> . 5 （略） 19. <u>6</u> . 6 （略） 19. <u>6</u> . 7 （略） 19. <u>6</u> . 8 （略）	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3-125	第21節 文化財の保護 （略） 〈文化財建造物とその部材の保護の方法〉 （略） ウ 文化財建造物の主要な構造部分が災害により大きく傾斜した場合 支柱やワイヤー等で一時的に支持すると同時に、全体に立入制限の措置を<u>採</u>る。 〈文化財の緊急保存措置〉 （略） イ 火によって損傷した場合 素材が非常にもろくなっている場合が多いため、原則として手を触れることなく、その取扱いについて早急に専門家の助言を求める。<u>すす</u>、汚れなどを清掃することは避けるべきである。 （略） エ 損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合 <u>（追記）</u> 搬出作業の実施に当たっては、あらかじめ現場の下見を行う。その際、作業者の安全と搬出の必要がある文化財の現状や搬出の経路を確認し、効率的に作業が行えるように交通輸送手段、建物への進入手段、搬出した文化財や資材等の置場などを確保する。 <u>（追記）</u> 搬出時には、被災した文化財の取扱いに慎重を期しながら、その員数を確認し、写真等でその状況を記録する。	第21節 文化財の保護 （略） 〈文化財建造物とその部材の保護の方法〉 （略） ウ 文化財建造物の主要な構造部分が災害により大きく傾斜した場合 支柱やワイヤー等で一時的に支持すると同時に、全体に立入制限の措置を<u>と</u>る。 〈文化財の緊急保存措置〉 （略） イ 火によって損傷した場合 素材が非常にもろくなっている場合が多いため、原則として手を触れることなく、その取扱いについて早急に専門家の助言を求める。<u>煤</u>、汚れなどを清掃することは避けるべきである。 （略） エ 損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合 <u>（7）</u> 搬出作業の実施に当たっては、あらかじめ現場の下見を行う。その際、作業者の安全と搬出の必要がある文化財の現状や搬出の経路を確認し、効率的に作業が行えるように交通輸送手段、建物への進入手段、搬出した文化財や資材等の置場などを確保する。 <u>（4）</u> 搬出時には、被災した文化財の取扱いに慎重を期しながら、その員数を確認し、写真等でその状況を記録する。	字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3-126	21.3 文化財建造物を火災から守る 文化財建造物には木造のものが多く、<u>「迅速な行動」</u>が火災防御の基本である。<u>建物の構造は比較的単純なものが多いが、</u>特に大規模な建築物やひわだ葺き等の植物性屋根などは延焼速度が速いため、早期注水が防御活動のポイントとなる。また、消防隊が到着できない可能性もあるため、消防団、文化財所有者等の消火活動も必要となる。	21.3 文化財建造物を火災から守る 文化財建造物には木造のものが多く、迅速な行動が火災防御の基本である。<u>（削除）</u>特に大規模な建築物やひわだ葺き等の植物性屋根などは延焼速度が速いため、早期注水が防御活動のポイントとなる。また、消防隊が到着できない可能性もあるため、消防団、文化財所有者等の消火活動も必要となる。	字句修正
3-127	21.5 応援を要請する 21.5.1 文化庁に応急措置や一時保管等の応急援助を要請する（文化市民部文化財対策班） 文化市民部文化財対策班は、被害が甚大であるなど京都市に所在する文化財に対する緊急対応が困難な場合、文化財の廃棄、散逸を防止するため、必要に応じて京都府を通じて文化庁に対して応急措置や一時保管などの応急援助等を要請する。 21.5.2 文化財専門ボランティア団体等に応援を要請する（文化市民部文化財対策班） 指定文化財等の保護だけでなく、未指定の文化財、史料等の廃棄、散逸の防止のために、緊急の調査や受入体制が必要となるため、<u>（追記）</u>専門知識を有する京都市職員の臨時的な体制を構築するとともに、文化財の専門知識を有するボランティア団体に応援を要請する。	21.5 応援を要請する 21.5.1 文化庁に応急措置や一時保管等の応急援助を要請する（文化市民部文化財対策班） 文化市民部文化財対策班は、被害が甚大であるなど京都市に所在する文化財に対する緊急対応が困難な場合、文化財の廃棄、散逸を防止するため、必要に応じて京都府を通じて文化庁に対して応急措置や一時保管などの応急援助等を要請する。 21.5.2 文化財専門ボランティア団体等に応援を要請する（文化市民部文化財対策班） 指定文化財等の保護だけでなく、未指定の文化財、史料等の廃棄、散逸の防止のために、緊急の調査や受入体制が必要となるため、<u>文化市民部文化財対策班は、</u>専門知識を有する京都市職員の臨時的な体制を構築するとともに、文化財の専門知識を有するボランティア団体に応援を要請する。	字句修正
3-133	22.4.8 臨時相談所等に対して通訳者を派遣する（総合企画部国際班） 総合企画部国際班は、必要に応じて他都市に対して通訳者<u>（追記）</u>の派遣を依頼するとともに、国際交流団体等に通訳の募集を要請し、臨時相談所等に派遣する。国際交流団体等に通訳の募集を要請し、臨時相談所に派遣する。	22.4.8 臨時相談所等に対して通訳者を派遣する（総合企画部国際班） 総合企画部国際班は、必要に応じて他都市に対して通訳者<u>（遠隔含む。）</u>の派遣を依頼するとともに、国際交流団体等に通訳の募集を要請し、臨時相談所等に派遣する。国際交流団体等に通訳の募集を要請し、臨時相談所に派遣する。	字句修正

令和５年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

資料３

頁	現 行				修 正 案				修正理由
3-144	25-1. 1. 3 連絡体制を確保する				25. 1. 1. 3 連絡体制を確保する				組織改正に伴う修正
	次の連絡体制により，緊急時の情報連携を図る。				次の連絡体制により，緊急時の情報連携を図る。				
	行政機関	平日 (8:50～17:30)	平日夜間及び土日祝	備考	行政機関	平日 (8:50～17:30)	平日夜間及び土日祝	備考	
	京都市役所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	<u>コミュニケーション統括グループ</u>		京都市役所	<u>統括グループ</u>	<u>統括グループ</u>		
	北区役所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	京都配電営業所		北区役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業所		
	上京区役所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	京都配電営業所		上京区役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業所		
	左京区役所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	京都配電営業所	(下記以外)	左京区役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業所	(下記以外)	
			<u>コミュニケーション統括グループ</u>	久多（上ノ町、中ノ町、宮ノ町、下ノ町、河合）			<u>統括グループ</u>	久多（上ノ町、中ノ町、宮ノ町、下ノ町、河合）	
	中京区役所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	京都配電営業所		中京区役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業所		
	東山区役所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	京都配電営業所		東山区役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業所		
	山科区役所	<u>伏見配電営業所</u>	伏見配電営業所		山科区役所	<u>統括グループ</u>	伏見配電営業所		
	下京区役所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	京都配電営業所		下京区役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業所		
	南区役所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	京都配電営業所		南区役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業所		
	右京区役所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	京都配電営業所		右京区役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業所		

頁	現 行					修 正 案					修正理由
	所	<u>ループ</u>						所			
	西京区役所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	京都配電営業所			西京区役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業所			
	洛西支所	<u>ループ</u>				伏見区役所	<u>統括グループ</u>	伏見配電営業所			
	伏見区役所	<u>伏見配電営業所</u>	伏見配電営業所			深草支所					
	所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	醍醐（一ノ切町、二ノ切町、三ノ切町）		醍醐支所	<u>統括グループ</u>	醍醐（一ノ切町、二ノ切町、三ノ切町）			
	深草支所	<u>ループ</u>									
	醍醐支所		京都配電営業所	久我、竹田（向代町、川町、流池町）、羽束師				京都配電営業所	久我、竹田（向代町、川町、流池町）、羽束師		
3-150	■ 役割分担					■ 役割分担					字句修正
	応急対策項目	担当	分担内容			応急対策項目	担当	分担内容			
	25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する	(略)	(略)			25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する	(略)	(略)			
		(略)	(略)				(略)	(略)			
		上下水道部	25-4.1.6	配水管の破損の応急措置に重点を置く			上下水道部	25-4.1.6	配水管の破損の応急措置に重点を置く		
		<u>水道班</u>	25-4.1.7	有害物等の混入防止策等を実施する			<u>(水道総括班、水道管路班、水道施設班)</u>	25-4.1.7	有害物等の混入防止策等を実施する		
			25-4.1.8	各班の復旧活動計画を作成する				25-4.1.8	各班の復旧活動計画を作成する		
	25-4.2 応急措置を行う	上下水道部	25-4.2.1	取水、導水、浄水施設の応急措置を行う		25-4.2 応急措置を行う	上下水道部	25-4.2.1	取水、導水、浄水施設の応急措置を行う		
		<u>水道総括班</u>	25-4.2.2	配水施設の応急措置を行う			<u>(水道管路班、水道施設班)</u>	25-4.2.2	配水施設の応急措置を行う		
			25-4.2.3	疏水施設の応急措置を行う				25-4.2.3	疏水施設の応急措置を行う		

頁	現 行			修 正 案			修正理由
			う 25-4.2.4 その他の施設の応急措置を行う			う 25-4.2.4 その他の施設の応急措置を行う	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
3-152	25-4.4.2 <u>導、送</u> 、配水管の応急復旧工事を行う（上下水道部水道管路班、水道施設班） <u>導、送</u> 、配水管路の応急復旧工事手順に従い、応急復旧工事を行う。 （ <u>導、送</u> 、配水管路の応急復旧工事手順） （略） キ 災害により <u>配水管路</u> が損傷を受けた場合、原則として配水幹線から配水支線へと順次復旧していく。			25.4.4.2 <u>導水、送水</u> 、配水管の応急復旧工事を行う（上下水道部水道管路班、水道施設班） <u>導水、送水</u> 、配水管路の応急復旧工事手順に従い、応急復旧工事を行う。 （ <u>導水、送水</u> 、配水管路の応急復旧工事手順） （略） キ 災害により <u>配水管</u> が損傷を受けた場合、原則として配水幹線から配水支線へと順次復旧していく。			字句修正
3-153	（給水装置の応急復旧工事手順） ア <u>所有者等から修繕の申込みがあったもの</u> に限定して給水装置の復旧作業を行う。 （略） 25.4.5 広報活動を行う （略） 25.4.5.3 24時間体制で、市民の問合せ、報道機関の取材に対応する（上下水道部 <u>窓口班</u> ）			（給水装置の応急復旧工事手順） ア <u>給水装置の復旧は、原則、特定区間（配水管分岐部から水道メーターまで）について復旧を行う。</u> （略） 25.4.5 広報活動を行う （略） 25.4.5.3 24時間体制で、市民の問合せ、報道機関の取材に対応する（上下水道部 <u>（広報・報道班、窓口班）</u> ）			字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
	上下水道部<u>窓口班</u>は、24 時間体制で市民からの問合せや報道機関等の取材に対応する。 25. 4. 5. 4 広報車及び広報紙等による広報を行う（上下水道部<u>応急給水班</u>） 広報は、復旧の進捗状況に合わせて行うが、住民が報道機関による情報から遮断された場合も考慮に入れて、状況によっては、広報車及び広報紙等の配布による広報を行う。	上下水道部 <u>（広報・報道班、窓口班）</u> は、24 時間体制で市民からの問合せや報道機関等の取材に対応する。 25. 4. 5. 4 広報車及び広報紙等による広報を行う（上下水道部 <u>（応急給水班、水道管路班）</u>） 広報は、復旧の進捗状況に合わせて行うが、住民が報道機関による情報から遮断された場合も考慮に入れて、状況によっては、広報車及び広報紙等の配布による広報を行う。																									
3-181	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>29. 2 帰宅困難者の支援体制を整備する</td><td>建設部（土木管理班、土木事務所班）</td><td>29. 2. 3 道路関係情報（<u>緊急交通路、緊急輸送道路</u>）を収集する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分担内容	（略）	（略）	（略）	29. 2 帰宅困難者の支援体制を整備する	建設部（土木管理班、土木事務所班）	29. 2. 3 道路関係情報（ <u>緊急交通路、緊急輸送道路</u> ）を収集する	（略）	（略）	（略）	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>29. 2 帰宅困難者の支援体制を整備する</td><td>建設部（土木管理班、土木事務所班）</td><td>29. 2. 3 道路関係情報（<u>京都市が管理する道路における道路通行規制等の情報</u>）を収集する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分担内容	（略）	（略）	（略）	29. 2 帰宅困難者の支援体制を整備する	建設部（土木管理班、土木事務所班）	29. 2. 3 道路関係情報（ <u>京都市が管理する道路における道路通行規制等の情報</u> ）を収集する	（略）	（略）	（略）	字句修正
応急対策項目	担当	分担内容																									
（略）	（略）	（略）																									
29. 2 帰宅困難者の支援体制を整備する	建設部（土木管理班、土木事務所班）	29. 2. 3 道路関係情報（ <u>緊急交通路、緊急輸送道路</u> ）を収集する																									
（略）	（略）	（略）																									
応急対策項目	担当	分担内容																									
（略）	（略）	（略）																									
29. 2 帰宅困難者の支援体制を整備する	建設部（土木管理班、土木事務所班）	29. 2. 3 道路関係情報（ <u>京都市が管理する道路における道路通行規制等の情報</u> ）を収集する																									
（略）	（略）	（略）																									
3-182	29. 2 帰宅困難者の支援体制を整備する（略） 29. 2. 3 道路関係情報（<u>緊急交通路、緊急輸送道路</u>）を収集する（建設部（土木管理班、土木事務所班）） 建設部（土木管理班、土木事務所班）は、<u>徒歩の経路</u>となる道路関係情報（<u>緊急交通路、緊急輸送道路</u>）を収集し、本部事務局へ報告する。 29. 4 緊急避難広場及び一時滞在施設で帰宅困難者を受け入れる	29. 2 帰宅困難者の支援体制を整備する（略） 29. 2. 3 道路関係情報（<u>京都市が管理する道路における道路通行規制等の情報</u>）を収集する（建設部（土木管理班、土木事務所班）） 建設部（土木管理班、土木事務所班）は、<u>徒歩避難経路</u>となる道路関係情報（<u>京都市が管理する道路における道路通行規制等の情報</u>）を収集し、本部事務局へ報告する。 29. 4 緊急避難広場及び一時滞在施設で帰宅困難者を受け入れる	鉄道事業者との連携強化に伴う修正																								

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	29.4.1 緊急避難広場及び一時滞在施設への状況確認及び帰宅困難者の受入れを要請する（産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班） 産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班は、スマートフォンや災害時優先電話など、帰宅困難者対策のために整備した機器等を用い、緊急避難広場及び一時滞在施設の施設管理者へ連絡し、各施設や周辺状況の確認及び帰宅困難者の受入れを要請する。 ※ 協定９－１ 災害時における観光客等への支援に関する協定 ※ 協定９－２ 災害発生時における観光客等防災対策活動に関する協定書 ※ 協定９－３ 災害発生時における観光客等に対する施設利用等の協力に関する協定書 ※ 協定９－４ 災害時における観光客等帰宅困難者の避難誘導に関する協定書 ※ 協定９－５ 観光客等帰宅困難者対策に関する災害時優先電話の設置・利用に関する協定書 <u>（追記）</u>	29.4.1 緊急避難広場及び一時滞在施設への状況確認及び帰宅困難者の受入れを要請する（産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班） 産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班は、スマートフォンや災害時優先電話など、帰宅困難者対策のために整備した機器等を用い、緊急避難広場及び一時滞在施設の施設管理者へ連絡し、各施設や周辺状況の確認及び帰宅困難者の受入れを要請する。 ※ 協定９－１ 災害時における観光客等への支援に関する協定 ※ 協定９－２ 災害発生時における観光客等防災対策活動に関する協定書 ※ 協定９－３ 災害発生時における観光客等に対する施設利用等の協力に関する協定書 ※ 協定９－４ 災害時における観光客等帰宅困難者の避難誘導に関する協定書 ※ 協定９－５ 観光客等帰宅困難者対策に関する災害時優先電話の設置・利用に関する協定書 <u>※ 協定９－６ 危機事案における相互協力協定</u> <u>⇒ 事故対策編 第３章 応急対策計画 第２節 鉄道事故応急対策</u>	
3-183	29.5 帰宅支援活動を実施する（略） 29.5.2 徒歩避難経路、ターミナル施設を設定する（本部事務局） 本部事務局は、ＪＲ、私鉄、市バス、地下鉄の被害、運行状況、代替輸送等の情報や道路関係情報（<u>緊急交通路、緊急輸送道路</u>）から<u>避難経路</u>、ターミナルとなる施設を設定する。	29.5 帰宅支援活動を実施する（略） 29.5.2 徒歩避難経路、ターミナル施設を設定する（本部事務局） 本部事務局は、ＪＲ、私鉄、市バス、地下鉄の被害、運行状況、代替輸送等の情報や道路関係情報（<u>京都市が管理する道路における道路通行規制等の情報</u>）から<u>徒歩避難経路</u>、ターミナルとなる施設を設定する。	鉄道事業者との連携強化に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																																
3-186	30.2 水防警報等を受信・伝達する (洪水予報の基準水位) <table><tr><td>河川名</td><td>(略)</td><td>氾濫注意水位 <u>(警戒水位)</u></td><td>(略)</td><td>氾濫危険水位 <u>(特別警戒水位)</u></td><td>(略)</td><td><u>(追加)</u></td><td>備考</td></tr><tr><td>淀川</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><u>(追加)</u></td><td></td></tr><tr><td>淀川河川 宇治川</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><u>(追加)</u></td><td></td></tr><tr><td>淀川支川 木津川下 流</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><u>(追加)</u></td><td></td></tr><tr><td>淀川支川 桂川下流</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><u>(追加)</u></td><td></td></tr></table>	河川名	(略)	氾濫注意水位 <u>(警戒水位)</u>	(略)	氾濫危険水位 <u>(特別警戒水位)</u>	(略)	<u>(追加)</u>	備考	淀川						<u>(追加)</u>		淀川河川 宇治川						<u>(追加)</u>		淀川支川 木津川下 流						<u>(追加)</u>		淀川支川 桂川下流						<u>(追加)</u>		30.2 水防警報等を受信・伝達する (洪水予報の基準水位) <table><tr><td>河川名</td><td>(略)</td><td>氾濫注意水位 <u>(削除)</u></td><td>(略)</td><td>氾濫危険水位 <u>(削除)</u></td><td>(略)</td><td><u>氾濫する可能性のある水位</u></td><td>備考</td></tr><tr><td>淀川</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><u>8.10</u></td><td></td></tr><tr><td>淀川河川 宇治川</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><u>4.20</u></td><td></td></tr><tr><td>淀川支川 木津川下 流</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><u>6.80</u></td><td></td></tr><tr><td>淀川支川 桂川下流</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><u>4.40</u></td><td></td></tr></table>	河川名	(略)	氾濫注意水位 <u>(削除)</u>	(略)	氾濫危険水位 <u>(削除)</u>	(略)	<u>氾濫する可能性のある水位</u>	備考	淀川						<u>8.10</u>		淀川河川 宇治川						<u>4.20</u>		淀川支川 木津川下 流						<u>6.80</u>		淀川支川 桂川下流						<u>4.40</u>		字句修正
河川名	(略)	氾濫注意水位 <u>(警戒水位)</u>	(略)	氾濫危険水位 <u>(特別警戒水位)</u>	(略)	<u>(追加)</u>	備考																																																																												
淀川						<u>(追加)</u>																																																																													
淀川河川 宇治川						<u>(追加)</u>																																																																													
淀川支川 木津川下 流						<u>(追加)</u>																																																																													
淀川支川 桂川下流						<u>(追加)</u>																																																																													
河川名	(略)	氾濫注意水位 <u>(削除)</u>	(略)	氾濫危険水位 <u>(削除)</u>	(略)	<u>氾濫する可能性のある水位</u>	備考																																																																												
淀川						<u>8.10</u>																																																																													
淀川河川 宇治川						<u>4.20</u>																																																																													
淀川支川 木津川下 流						<u>6.80</u>																																																																													
淀川支川 桂川下流						<u>4.40</u>																																																																													
3-187	(3) 国土交通省が行う水防警報 (略) (水防警報を実施する対象水位観測所等) <table><tr><td>河川名</td><td>観測所</td><td>所在地</td><td>位置</td></tr><tr><td>支川木津川</td><td>加茂</td><td>木津川市加茂町北船屋</td><td><u>幹川合流点より 28.60km</u></td></tr></table>	河川名	観測所	所在地	位置	支川木津川	加茂	木津川市加茂町北船屋	<u>幹川合流点より 28.60km</u>	(3) 国土交通省が行う水防警報 (略) (水防警報を実施する対象水位観測所等) <table><tr><td>河川名</td><td>観測所</td><td>所在地</td><td>位置</td></tr><tr><td>支川木津川</td><td>加茂</td><td>木津川市加茂町北船屋</td><td><u>河口より 66.50km</u></td></tr></table>	河川名	観測所	所在地	位置	支川木津川	加茂	木津川市加茂町北船屋	<u>河口より 66.50km</u>	字句修正																																																																
河川名	観測所	所在地	位置																																																																																
支川木津川	加茂	木津川市加茂町北船屋	<u>幹川合流点より 28.60km</u>																																																																																
河川名	観測所	所在地	位置																																																																																
支川木津川	加茂	木津川市加茂町北船屋	<u>河口より 66.50km</u>																																																																																
3-188	30.2.4 ダム放流連絡を受信・伝達する (本部事務局, 建設部)	30.2.4 ダム放流連絡を受信・伝達する (本部事務局, 建設部)	字句修正																																																																																

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	本部事務局、建設部は、天ヶ瀬ダム、高山ダム、日吉ダムが放流される場合、関係機関からの連絡を定められた様式により受信し、関係部に伝達する。 （ダム放流連絡の受信・伝達） ア 淀川本川の洪水を調整するため天ヶ瀬ダムが放流される場合、国土交通省淀川ダム統合管理事務所及び<u>関西電力株式会社天ヶ瀬発電所</u>からの連絡は、様式３－３０－１７の用紙により受信する。また、京都市における伝達は、資料３－３０－１８のとおりである。 （略）	本部事務局、建設部は、天ヶ瀬ダム、高山ダム、日吉ダムが放流される場合、関係機関からの連絡を定められた様式により受信し、関係部に伝達する。 （ダム放流連絡の受信・伝達） ア 淀川本川の洪水を調整するため天ヶ瀬ダムが放流される場合、国土交通省淀川ダム統合管理事務所及び<u>関西電力株式会社総合水力制御所</u>からの連絡は、様式３－３０－１７の用紙により受信する。また、京都市における伝達は、資料３－３０－１８のとおりである。 （略）	
3-191	30.3.1 水位を観測する（本部事務局、各部、区本部） 本部事務局、各部、区本部は、関係機関と密接な連絡を図るとともに、<u>水災</u>情報システム等を活用して河川水位状況についての把握に努め、必要に応じて調査活動を行う。 各部等は、関係機関と密接な連絡を取り、各河川の状況の把握に努める。 30.3.2 雨量を観測する（本部事務局、各部、区本部） 本部事務局、各部、区本部は、大雨・洪水注意報又は警報が発表されたときその他降雨の状況により必要と認められるときは、<u>水災</u>情報システム等により、気象情報の把握を行う。	30.3.1 水位を観測する（本部事務局、各部、区本部） 本部事務局、各部、区本部は、関係機関と密接な連絡を図るとともに、<u>京都市防災</u>情報システム等を活用して河川水位状況についての把握に努め、必要に応じて調査活動を行う。 各部等は、関係機関と密接な連絡を取り、各河川の状況の把握に努める。 30.3.2 雨量を観測する（本部事務局、各部、区本部） 本部事務局、各部、区本部は、大雨・洪水注意報又は警報が発表されたときその他降雨の状況により必要と認められるときは、<u>京都市防災</u>情報システム等により、気象情報の把握を行う。	時点修正
3-198	33.5 支援施策を実施する 33.5.6 被災地のニーズ等に即した取組を推進する（各局等） 被災地等において、各種の人的、物的ニーズがある場合、被災自治体等の要請を受けて、可能な限り対応に努める。 <u>（追記）</u>	33.5 支援施策を実施する 33.5.6 被災地のニーズ等に即した取組を推進する（各局等） 被災地等において、各種の人的、物的ニーズがある場合、被災自治体等の要請を受けて、可能な限り対応に努める。	京都府地域防災計画の修正に伴う修正

令和5年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

資料3

頁	現 行	修 正 案	修正理由
		<u>人的支援の実施においては、派遣職員登録制度を通じて支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。</u>	